

## こども園の入所について

提案内容	<p>育児休業を1年半取った場合、4月の時点で下の子が1歳を過ぎていたら上の子は保育所籍から幼稚園籍に変更することになっています。</p> <p>内閣府の子ども子育て支援法では細かな年齢の規定はなく、近隣の市町村では年齢の規定が2歳までや、規定なく続けて保育所籍で通えるところもあるようです。（出雲市、飯南町など）</p> <p>雲南市も規定を緩めてはどうでしょうか。</p> <p>待機児童などの問題があるのであれば、例えば吉田町などの定員割れしているようなこども園では規定を緩めるなどの過疎地域とそうでない地域で柔軟に対応を変えるなどしてはどうでしょうか（それを機に吉田町の保育所を選ぶことになるのであればそれもいいと思います）</p> <p>延長保育を提案されることもあるのですが、日数に制限があるのが気になります。また1年以上育児休業を取ることが認められているのに育児休業の特例が使えず減額されないのも、家計的に苦しいです。</p> <p>大きな法律を杓子定規で当てはまるのではなく、柔軟に地域に合わせて適応させてほしいなと思っています。子育てに力を入れて是非とも住みたい街no.1の座を来年も。</p> <p>ご検討のほどよろしく申し上げます。</p>
回 答	<p>育児休業中の保育所利用についてご提案をいただきありがとうございます。近隣の市町村の状況や現在市内保育施設を育児休業中にご利用いただいている保護者様の状況等を確認させていただき検討をさせていただきました。</p> <p>現在、雲南市では、「既に保育所等をご利用いただいている児童の下のお子様（育児休業対象児童）が満1歳に達する年度末まで」を保育所利用の要件としておりますが、育児休業を1年以上取得される保護者様にとっては、下のお子様は4月生まれの方と3月生まれの方では1年近く保育所利用のできる期間に差があり不公平感があることから、令和5年4月より「既に保育所等をご利用いただいている児童の下のお子様（育児休業対象児童）が満2歳に達する日の月末まで」を保育所利用の要件とするよう見直しを行いたいと思います。</p> <p>また、幼稚園利用の方の預かり保育については月の利用制限日数を12日までとしておりますが、この点については引き続き検討を進めていきたいと思いますと考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>貴重なご意見ご提案をありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">（回答部署：子ども政策局子ども政策課）</p>